



## 住宅借入金等特別税額控除の適用について

### 質 問

平成18年5月に新築住宅を購入後、平成19年2月に確定申告を行い、平成19年、平成20年分の所得税は年末調整で住宅借入金等特別税額控除を受けました。また、平成20年度、平成21年度分の住民税については、住宅借入金等特別税額控除申告書（以下「控除申告書」という。）を市町村へ提出し、住宅借入金等特別税額控除を受けています。平成21年分の所得として給与所得と年金所得の2つがある場合の適用関係についてご教示ください。

- ① 平成21年度税制改正により、市町村への申告書の提出が不要になったと聞きましたが、市町村へ申告書を提出しなくても平成22年度分の住民税について住宅借入金等特別税額控除を適用できますか。
- ② ①の場合に、納税通知書が送達された後に、市町村へ申告を行った場合は、住民税について控除を適用できますか。

### 回 答

- ① 控除申告書または地方税法（以下「法」という。）第45条の2第1項及び法第317条の2第1項に規定する申告書（納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された確定申告書を含む。以下「住民税申告書」という。）を市町村へ提出していなければ適用できません。
- ② 納税通知書が送達された後は適用できません。

### 解 説

#### 1. 住宅借入金等特別税額控除の概要

住民税における住宅借入金等特別税額控除（法附則第5条の4）は、平成18年度税制改正で所得税から住民税への税源移譲に伴い創設されました。制度

の趣旨は、税源移譲の影響により所得税額が減少し住宅借入金等特別税額控除額が所得税額から控除しきれなくなった納税者について、税源移譲前の控除額と同等の負担軽減を行う為に、控除し切れなかった額を限度として住民税から減額するものです。

また、平成21年度税制改正では、住宅投資の活性化を目的として住宅取得者の負担軽減を図る観点から、所得税から控除しきれなかった額を住民税から控除する新たな住宅借入金等特別税額控除（法附則第5条の4の2）が創設されました。

#### 2. 法附則第5条の4の適用について

平成11年から平成18年までに入居した者で、所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用がある者のうち、控除申告書を当該年度の初日の属する年の3月15日（納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）までに市町村長へ提出した者が適用対象となります（法附則第5条の4第3項、第8項）。

控除すべき額は、次の①と②のいずれか少ないほうの額から前年分の所得税額を控除した額になります（同条第1項、第6項）。

- ① 前年分の所得税の住宅借入金等特別税額控除可能額。
  - ② 前年分の所得税を税源移譲による改正前の税率により計算した所得税額と分離課税による所得税額の合計から減免額や控除額を控除した額。
- なお、平成21年度税制改正において、申告期限までに提出されなかったことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合には申告期限後においても提出できるとする規定が廃止されました。ただし、経過措置として平成20年度、平成21年度分の住民税の申告書については、市町村長が認める場合に提出することができます（平成21年度地方税法等の一部を改正する法律附則第7条第1項）。

### 3. 法附則第5条の4の2の適用について

平成11年から平成18年までに入居した者及び平成21年から平成25年までに入居した者で、以下のいずれかに該当する場合に適用します。

- ① 当該年度の初日の属する年の3月15日までに住民税申告書を提出し、その申告書に所得税の住宅借入金等特別税額控除額の記載がある場合（申告書に記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）（法附則第5条の4の2第2項第1号、第6項第1号）。
- ② 給与所得のみの所得を有する者が年末調整において所得税の住宅借入金等特別税額控除を受けている場合（同条第2項第2号、第6項第2号）。

控除すべき額は、前年分の所得税の住宅借入金等特別税額控除額から前年分の所得税額を控除した金額になります（同条第1項、第5項）。

なお、法第5条の4の適用を受けている者は、重ねて適用することが出来ません。

### 4. 事案の検討

- ① 控除申告書や住民税申告書の提出を行わなくても適用できるのは、3. ②で述べたように、所得の種類が給与所得のみで年末調整にて所得税の住宅借入金等特別税額控除を適用されている場合のみです。今回のケースでは、給与所得だけではなく年金所得もありますので、申告期限までに控除申告書または住民税申告書を提出することが必要です。

なお、給与所得及び退職所得以外に一定以上の他の所得があるときには、所得税の確定申告の対象となります（所得税法第120条第1項、第121条第1項）。また、確定申告を行った場合、市町村へ申告書を提出されたものとみなされるため、住民税申告書を提出する必要はありません（法第45条の3第1項、第317条の3第1項）。

ただし、法附則第5条の4の適用を受けようとする場合には、2で述べたように市町村長へ控除申告書の提出が必要です。

- ② 平成22年度分以降の住民税については、控除申告書や住民税申告書の提出は、2及び3. ①で述べたようにともに納税通知書が送達されるまでに提出していなければ控除を適用することが出来ません。よって、今回のケースでは控除を適用することは出来ません。

（大阪府総務部市町村課税政グループ）